

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は設計決定等の種類・規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再発注の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
													公益法人の区分	国認定・国指定の府県認定の区分	応札・応募者数			
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	運転曲線作成システムの開発	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 東京支社長 夢沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和2年6月30日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	12,045,000	11,990,000	99.5%	—	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の運転設備計画を効率的に行うため、既存の運転曲線作成システムに必要な機能を拡充することを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、鉄道の運転設備計画業務に精通していること、特にシステム開発に関する豊富な専門的知識と豊富な経験が不可欠であり、かつ、鉄道事業者等の運転計画業務に資するシステム開発の実績と信頼性が求められる。また、開発にあたっては既存の運転曲線作成システムを使用する必要があるが、本システムの基幹部分は、(公財)鉄道総合技術研究所が開発したものであり、同者は本システムを第三者に改変業務をしていない。以上の事由により、現在使用中の運転曲線作成システムを開発した同者を契約の相手方とし、随意契約することが妥当と判断した。	有	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	信号・通信・電力設備の接地装置の共用化に関する調査研究(令和2年度)	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 東京支社長 夢沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和3年2月1日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく登記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。 本業務の実施にあたっては、新幹線特有の信号・通信・電力設備に係る専門的知識・経験と信号・通信・電力設備に関する試験・解析を行える高度な能力が必要不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求めた公示を行ったものの、令和2年度は結果として1者応募となつた。	17,017,000	16,940,000	99.5%	—	公財	国認定	1	本業務は、整備新幹線の信号・通信・電力設備用接地極に共用接地方式及び連接接地方式を適用した場合の影響を検証し、今後の整備新幹線における接地装置のあり方に係る調査研究を行うものである。接地装置は、地絡時の人体及び装置保護、誘導対策、基準電位の安定化等の目的があり、流れる電流の大きさや周波数も各装置によって様々である。種々の設置の接地装置を用いた場合、接地を介して他装置に高周波電流や地絡電流が流れ込み、装置の異常や故障、感電事故が発生する恐れがある。そこで、各装置に接続した接地に流れる電流等を測定し、その影響を検証する必要がある。本業務では、現状の接地装置の目的を整理し、北陸新幹線(上越・金沢)において各種地装置に流れる電流及び周波数等を測定し、その結果に基づき共用した接地の構成を提案するものである。	有	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、先進導坑・作業坑補修解析R2	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 北海道新幹線建設局長 依田洋一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年5月29日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	10,670,000	10,670,000	100.0%	—	公財	国認定	1	本業務は、坑道の変状が確認されている電飛先進導坑1km828m付近、1km990m付近、3km300m付近及び作業坑22km520m付近のトンネル機能を維持するため、過去に調査した変位データや資料を基に、地山劣化法を用いた解析を行い対策工(ロックボルト・補修工)の検討を行うものである。 一般に使用後の地山の作用により、変形・ひび割れなどの変状を生じることがあるが、南側に接続した山岳トンネルの変形挙動については不明な点が多く、有効な補修方法は現状では見出されていない。 本業務は極めて専門性の高い調査研究業務であり、変状対策の検討にあたっては、トンネルに関しては、「鉄道総研(以下、「鉄道総研」という。))は、日本国有鉄道改革法(昭和19年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、変状対策の検討に関する専門的知識・経験と調査等を行うための専用施設、かつ海底トンネルに対する高度な技術的知見を有する唯一の機関であると考えられる。 以上により、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他の同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)H27.12.15(経企第151215001号)」に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	無	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、列車走行時のコンクリート路盤下の路床に関する検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 北海道新幹線建設局長 依田洋一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年8月21日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	29,810,000	29,810,000	100.0%	—	公財	国認定	1	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の列車走行に伴う路床の性能評価を目的としている。路床の性能評価にあたり、列車荷重に対するコンクリート路盤の応答特性に関する数値解析を、実際に、列車の走行速度とコンクリート路盤の応答電圧波形および路床のひずみ振動の関係を把握する。これとともに、路床材料の動的室内試験および横型試験を実施し、路床の落下挙動を把握する。本業務の実施にあたっては、鉄道のコンクリート路盤および路床の振動、変形特性およびこれらに関する鉄道構造物等設計標準に精通し、車両と構造物の動的相互作用における評価・分析に関する専門的知識や経験が不可欠である。 公益財団法人「鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、本業務の実施にあたっては、鉄道構造物等設計標準、鉄道技術・鉄道総合技術研究所編)を編纂するなど鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績があり、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験および高度な技術的知見を有する唯一の機関であると考えられる。また、鉄道構造物等設計標準と同様に、車両と構造物の動的相互作用を評価できるのは、動的相互作用解析ツールを所有する鉄道総研のみである。 以上により、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)H27.12.15(経企第151215001号)」に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行ったものである。	有	

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の様式規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再取額の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
													公益法人の区分	認定の有無	応札応募者数			
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、設備現況調査4	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田洋一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年9月16日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	40,480,000	40,480,000	100.0%	—	公財	国認定	1	青函トンネル諸設備の改修計画については、平成9年度、平成15年度、平成24年度に策定しているが、その後更に想定より劣化が進行している。このため現況調査を行い、改めて更新基準を定める必要がある。 本業務は、諸設備の劣化状況調査・残存寿命等の調査、改修に要する費用の精査等により、今後改修が必要となる時期及び費用を改めて想定し直した新たな改修計画の基礎資料を作成するものである。 この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル特有の特殊環境での諸設備の専門的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 特定の者(公益財団法人 鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、青函トンネル防災設備等の計画時から従事し、学術的・技術的業務経験及び豊富な情報の蓄積があり、且つ当該業務に精通した技術者を有している唯一の機関と考える。 なお、過去の「青函トンネル、設備現況調査3」においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約を行った。今回も同様に随意契約の手続きを行った。	無	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、防災システム開発R2	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田洋一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年10月2日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	11,990,000	11,990,000	100.0%	—	公財	国認定	1	青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者、国交省、機構、JR北海道からなる「青函トンネル地震防災設備WG」(以下、WGという。))により、平成29年度から「改修方針」について審議しており、システムの簡素化とともに、新幹線地震システムとの役割を明確にした改修が求められている。 本業務は、地震警報システム、早期地震検知警報システム、トンネル連立のみ計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災システムに、今後トンネル地震防災システム改修に向け、システムの現況調査、回線状況の確認、ネットワークの構築、システム基本仕様を検討を行うものである。 この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 公益財団法人 鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日本国鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人であり、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行って専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システムを当初開発した当事者であることから、唯一無二の機関である。 なお、過去に地震防災システムに関連した技術開発業務を随意契約で発注しており、今回も同様に随意契約の手続きを行った。	無	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面調査1	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田洋一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年10月5日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	48,290,000	48,290,000	100.0%	—	公財	国認定	1	本業務は、渡島トンネル入口(149k780m)から札幌トンネル入口(333k060m)までの約183.3kmの区間の沿線斜面において、「北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面調査」の斜面崩壊及び雪崩などに関する評価結果に基づいて実施された、落石・地すべり等の斜面災害および雪崩などに関する斜面防災対策の評価を行うとともに評価後の斜面管理図を作成し、列車走行における安全性検討の基礎資料とすることを目的とする。本業務の実施に当たっては、落石・地すべり等の斜面崩壊及び雪崩に関する調査・評価及び防災対策における専門的知識と高度な技術力が必要であるとともに、新幹線鉄道における斜面防災の安全性評価について豊富な知識・経験が不可欠である。 公益財団法人 鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日本国鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行って専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、雪崩に関する調査・評価、対応についても北海道新幹線(青函T1出口・新函館間)、北陸新幹線(金沢・敦賀間)等の業務実績を有し、「なだれ対策の手引書(案) 鉄道総研H14」の作成や「雪崩・雪崩防止対策を評価する方法を構築する」など学術的・技術的な実績を有している。以上から、本業務を実施するに当たり、整備新幹線の斜面調査の実績と必要な専門的知識・経験および高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であり、「北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面調査」は随意契約として発注した。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行ったものである。	有	

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再取札の枚数の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
													公益法人の区分	財源等・物理的附帯認定の区分	応札・応募者数			
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、空気式急速除雪装置騒音対策調査研究地	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田淳一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年11月11日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	35,860,000	35,860,000	100.0%	—	公財	国認定	1	<p>空気式急速除雪装置とは、走行中の新幹線の台車に付着した雪氷塊が、分岐器を通過する際に振動で落下して分岐器の可動部分に挟まり、不転換を起こすことを防止するための設備である。</p> <p>この設備は分岐器の可動部分の隙間にノズルを設け、高圧で空気を噴射して雪氷を吹き飛ばすもので、噴射時の騒音が大きい。</p> <p>本業務は、このノズルの雪氷除去能力を低下させずに、騒音を低減する方策を調査研究するものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、高速列車の安全な走行や分岐器転換に影響を与えない狭小空間に設置する配慮であることから、鉄道運行・軌道(特に、各種の新幹線用可動クローリング分岐器)、ノズル形状の違いによる噴射空気の流体力学的特性及び騒音特性(騒音発生のカニズム、音波等、消音方法など)について、専門的知識・経験、高度な技術力、豊富な経験に基づいた技術的な知見と分析を行う能力が不可欠である。</p> <p>公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国特許法改正法(昭和81年法律第9号)第1条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新幹線が高速走行する分岐器の内部という特殊な場所に設置する装置に関して、豊富な経験に基づいた技術的な知見と分析を行う能力を有する唯一の機関であると考えられる。</p> <p>また、鉄道総研は北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)に使用した空気式急速除雪装置の導入に当たって、移転地におけるフィールド試験と評価を担当した組織であり、当該装置に関し高度な技術的知見を有している。</p> <p>なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募者はない状況であった。</p> <p>前回の業務は10年以上前であることから、今回は改めて参加者の有無を確認する公募手続きを行った。</p>	無	
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、開床式高架橋下側防音壁の騒音・振動調査	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田淳一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和2年12月14日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	47,300,000	47,300,000	100.0%	—	公財	国認定	1	<p>本業務は、開床式高架橋下側防音壁の設置に伴い、新幹線走行時に発生する騒音低減効果の測定、共振の有無の確認など、新幹線走行が本体構造物及び下側防音壁に与える影響を調査・評価するものである。</p> <p>本業務は、極めて専門性の高い業務であり、実施に当たっては、鉄道の構造、騒音、振動解析に関する専門的知識・経験および高度な技術力が必要不可欠である。</p> <p>公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国特許法改正法(昭和81年法律第9号)第1条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道の騒音解析に関する専門的知識・経験、列車風などによる圧力変動に伴う振動評価の実績がある等、高度な技術力を有していることから、本業務を実施する能力を有する唯一の機関であると考えられる。</p> <p>なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募者はない状況であった。</p> <p>よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。</p>	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。